

ID: 3033

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	決算関係書類の提出の延期の承認		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法施行規則 第187条第3項		
法令番号	平成20年府省庁令第1号		
【基準】	<p>省令第187条の規定による。 (決算関係書類の提出)</p> <p>第187条 法第105条の2第1項の規定により組合又は中央会の決算関係書類を提出しようとする者は、様式第30又は様式第31による提出書に、次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 財産目録 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 (6) 前各号の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本</p> <p>2 法第105条の2第2項の規定により会計監査人監査組合が子会社等を有する場合において、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を提出しようとする者は、様式第30による提出書に、それぞれ前項各号の書類のほか、次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) 連結貸借対照表 (2) 連結損益計算書 (3) 連結剰余金計算書</p> <p>3 組合又は中央会は、やむを得ない理由により法第105条の2第1項に規定する期間内に前2項の書類の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。</p> <p>4 組合又は中央会は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第32又は様式第33による申請書に理由書を添えて行政庁に提出しなければならない。</p> <p>5 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合又は中央会が第3項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	令和元年6月21日